



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 7 月 27 日 (木 曜 日) 第 427 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定の解除…………… (環境管理課) 1	
○産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧… (循環社会推進課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“) 2	
訓 令	
	○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 2
	公 告
	○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
	○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 5
	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (“) 5
	○入札公告 (2件) …………… 5
	教 育 委 員 会 告 示
	○令和6年度宮崎県立高等学校生徒募集定員……………11
	公 安 委 員 会 公 告
	○警備員指導教育責任者講習の実施について……………13

告 示

宮崎県告示第 547号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第2項の規定により、令和4年宮崎県告示第 576号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地
別図のとおり (都城市千町4836番15の一部)
(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土壤汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項に係る基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
汚染土壌の掘削による

宮崎県告示第 548号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

有限会社国富開発

東諸県郡国富町大字八代北俣2642番51

有限会社国富開発 代表取締役 吉野勝博

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東諸県郡国富町大字八代北俣字上ノ迫2642番51の一部
東諸県郡国富町大字八代北俣字高尾3884番2の一部、3890番1の一部、3890番2の一部、3891番の一部
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
(1) 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
(2) ゴムくず
(3) 金属くず
(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)
(5) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5 申請年月日
令和5年4月17日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県中央保健所及び国富町町民生活課
(2) 期間
令和5年7月27日から令和5年8月28日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
(2) 期間
令和5年7月27日から令和5年9月11日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 8 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

宮崎県告示第 549号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字坂干1024-39
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 550号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字杉谷 453番12地先から同市同町板下同字戌 440番1地先まで	旧	4.2～8.1	137.8
				新	6.3～13.8	137.6

宮崎県告示第 551号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原延岡線	日向市東郷町山陰字山ノ口庚9番1地先から同市同町山陰同字庚9番1地先まで	旧	9.4～13.5	16.6
				新	9.4～24.9	16.6

宮崎県告示第 552号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年7月27日から同年8月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂日向線	延岡市土々呂町5丁目1522番1地先から同市同町5丁目1583番4地先まで	令和5年7月27日

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第32号を次のように改める。

様式第32号

領 収 証 原 符									
領 収 番 号	証 号	調 定 番 号							
納 入 義 務 者 住 所 氏 名									
会 計 年 度	年 度	会 計 名	百	拾	万	千	百	拾	会 計 歳 入
金 額	額								
【消費税内訳】									
	10%対象	円							円
	8%対象	円							円
	非課税等	円							
内 訳									
種 別	摘 要	税 率 (%)	金 額 (円)						
上記の金額 年 月 日領収済 ㊦									
現金払込書により 年 月 日指									
定 (指定代理・収納代理) 金融機関に払込済 ㊦									

領 収 証									
領 収 番 号	証 号	調 定 番 号							
納 入 義 務 者 住 所 氏 名									
会 計 年 度	年 度	会 計 名	百	拾	万	千	百	拾	会 計 歳 入
金 額	額								
【消費税内訳】									
	10%対象	円							円
	8%対象	円							円
	非課税等	円							
内 訳									
種 別	摘 要	税 率 (%)	金 額 (円)						
上記の金額 年 月 日領収しました。									
会計管理者 出納員 金銭分任出納員 ㊦									

宮 崎 県 登 録 番 号

宮 崎 県 登 録 番 号

備考 1 消費税内訳に不要な税率区分がある場合は、当該区分を抹消して使用することができる。
 2 消費税が非課税又は不課税のみの場合は、消費税内訳及び登録番号を記載しないことができる。

別記様式第39号を次のように改める。

様式第39号

委託収納領収証原符	
領 収 証 号	通 知 書 号
収めた人の住所氏名	
年 度	会 計 歳 入 (款)
金 額	千 百 拾 千 百 拾 円
(消費税内訳)	円 内 税 円 内 税
10%対象	円 内 税
8%対象	円 内 税
非課税等	円
内 容	
納入の期限	年 月 日
上記の金額	年 月 日
現金払込書により 指定(指定代理・収納代理)	領収済⑥ 年 月 日
金融機関	
登録番号	に払込済⑥

委託収納領収証	
領 収 証 号	通 知 書 号
収めた人の住所氏名	
年 度	会 計 歳 入 (款)
金 額	千 百 拾 千 百 拾 円
(消費税内訳)	円 内 税 円 内 税
10%対象	円 内 税
8%対象	円 内 税
非課税等	円
内 容	
納入の期限	年 月 日
上記の金額	年 月 日
領収しました。	
登録番号	受託者 登録番号

委託収納領収証	
領 収 証 号	通 知 書 号
収めた人の住所氏名	
年 度	会 計 歳 入 (款)
金 額	千 百 拾 千 百 拾 円
(消費税内訳)	円 内 税 円 内 税
10%対象	円 内 税
8%対象	円 内 税
非課税等	円
内 容	
納入の期限	年 月 日
上記の金額	年 月 日
領収しました。	
登録番号	受託者 登録番号

備考 1 ⑥は収納金払込報告書に添付すること。

2 消費税内訳に不要な税率区分がある場合は、当該区分を抹消して使用することができる。

3 消費税が非課税又は不課税の場合は、消費税内訳及び登録番号を記載しないことができる。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野尻原土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	奥村健一郎	小林市野尻町東麓1049番地1

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	河野邦規	小林市野尻町東麓2505番地5

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日南市東郷土地改良区(日南市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	長友宗利	日南市大字松永91番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、村内地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業(経営体育成型))に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年7月27日から令和5年8月25日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内、宮崎市田野総合支所農林建設課内

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対し

て不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年7月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 一般競争入札に付する事項

- 特定役務の件名 自治体DXサポート強化業務
- 特定役務の特質等 自治体DXサポート強化業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
- 履行期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和6年3月31日まで
- 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- 役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与して

<p>いと認められる者でないこと。</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法</p> <p>2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和5年7月27日(木)から令和5年8月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7046</p> <p>(2) 期間 令和5年7月27日(木)から令和5年9月5日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>5 自治体DXサポート強化業務に係る総合評価一般競争入札説明書(以下「入札説明書」という。)及び仕様書の配布場所並びに配布期間</p> <p>(1) 配付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当</p> <p>(2) 配付期間 令和5年7月27日(木)から令和5年9月5日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>6 一般競争入札事前説明会 一般競争入札事前説明会は実施しない。</p> <p>7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法 一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当</p> <p>(2) 提出期限 令和5年8月17日(木)午後5時(送付にあっては、同日午後5時必着)</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)</p> <p>8 入札書及び企画提案書等(以下「入札書等」という。)の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当</p> <p>(2) 提出期限 令和5年9月5日(火)午後5時(送付にあっては、同日午後5時必着)</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)</p> <p>9 入札保証金 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。</p>	<p>(1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者</p> <p>(2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 2件以上の入札をした者</p> <p>(4) 提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者</p> <p>(5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者</p> <p>(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者</p> <p>(7) 2人以上の代理人をした者</p> <p>(8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書等を提出した者</p> <p>11 総合評価の方法に関する事項 自治体DXサポート強化業務落札者決定基準は、次のとおりとする。</p>
---	--

自治体DXサポート強化業務
落札者決定基準

1. 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 400.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	300.0 点	提案内容より最大 300.0 点の配点を行う
価格点	100.0 点	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格}^{\ast 1} \times 1.1 / \text{予算上限額})$
合計点	400.0 点	

※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）。

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上の場合、以下の順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「自治体 DX サポート強化業務に係る提案額」が最も低い者が 1 者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「自治体 DX サポート強化業務に係る提案額」が全て同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

- ① 技術点は、300 点を満点とする。
- ② 技術点は、審査基準書の項目ごとに以下の計算を行う。
 - ・別表「採点基準表」により 5 段階評価を行い、「採点」を決定する。
 - ・審査基準書の各項目の配点を 5 で除して、「重み」を決定する。
 - ・「採点」に「重み」を乗じた点数を、当該項目の点数とする。
- ③ ②で算出した各項目の点数の合計値を技術点とする。
- ④ 審査基準書の各項目の評価において、1 項目でも記述がないと判断される者は、落札候補者としな

(2) 価格点の算出方法

- ① 価格点は、100 点を満点とする。
- ② 価格点は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予算上限額で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 100 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(1-(1)に示す計算式に基づき算出)

ただし、入札参加者の入札価格が、県の予算上限額を上回った場合は、落札候補者とししない。

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
5	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた</u> 提案である。
4	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた</u> 提案である。
3	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な</u> 提案である。
2	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る</u> 提案である。
1	県が求める仕様に対して、標準より <u>劣る</u> 提案である。

- ※ 各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。
- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
 - ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
 - ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。
 - ・ 県の実情を理解し、県にとって有益な提案をしている。

審査基準書

技術点

審査項目	審査基準	配点
1 委託内容		
(1)自治体情報システムの標準化・共通化に対する取組支援		
システム標準化・共通化に関する課題認識	・システム標準化・共通化に関する自治体の抱える課題をどう捉えているか。(自治体の規模の違い、庁内体制、対象事業者等)	20
ヒアリング実施と課題整理	・市町村の状況を把握するための、具体的な内容・方法、回数、範囲等が示されているか。 ・課題の整理方法について、具体的な方法が示されているか ・効果が期待できる内容となっているか	30
スケジュール案の作成	・スケジュール案を作成するための、具体的な内容・方法、手段等が示されているか。 ・効果が期待できる内容となっているか	20
相談窓口の設置・伴走支援	・市町村からの要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案が示されているか。 ・進捗管理 (PMO) について遅れが発生している場合の対応含め、具体的な方法が示されているか。	30
IT調達支援	・システム標準化・共通化の調達支援を進める上で、具体的な支援策が示されているか。 また、その内容は効果的な内容となっているか。	30
職員研修の実施	・研修内容や実施方法は具体的に示されており、市町村の支援になる内容となっているか。 ・研修実施後も市町村職員が庁内で横展開できるように企画内容や実施方法等に工夫が示されているか。	20
(2)自治体DX推進全般に対する取組支援		
自治体DX推進全般に対する課題認識	・自治体内のデジタル化を始め、暮らしや産業のDXなども含め地域で進めるべきDXをどう考えるか。 ・また、その推進における課題をどう捉えているか。	20
相談窓口の設置・伴走支援	・市町村の要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案が示されているか。	20
IT調達支援	・調達支援としてどのような支援が実施できるか示されているか。	20
(3)その他		
その他	・仕様書にない事項であって、本具にとって有益となる提案が示されているか。	20
2 体制、スケジュール		
業務の実施体制	・委託業務を遂行するための体制が確立されているか。 ・市町村からの相談に対し、十分な対応が実施できるデジタル専門人材が確保されているか。 (※デジタル専門人材に関しては、略歴、経験、専門分野等を簡潔に記載すること)	40
計画的なスケジュールとなっているか。	求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。	10
業務遂行能力	・業務従事者の実績等が十分であり、国や地方公共団体において同種業務の実績から確実に本業務を遂行できるか。	20
1から2の合計		300

見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	$\text{価格点} = 100.0 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.1 \div \text{予算上限額})$ ※小数点第3位以下切り捨て ※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格 (消費税を含まない。)	100

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、自治体 DX サポート強化業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となった者が 2 者以上の場合は、自治体 DX サポート強化業務落札者決定基準の定めるところによる。）とし、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) 本特定役務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱 (平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め) に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Local government DX Support enhancement work
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00 p.m, September 5th, 2023
- (3) Contact point for the notice: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, 880-8501, Japan Tel: 0985-26-7046

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 交通事故分析システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 交通事故分析システム一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部交通部交通企画課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 (保守料を含む) の 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (4) の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 5 年宮崎県告示第 120 号に規定する資格を有する者であること。
- (2) ISO 9001 及び ISO 27001 並びに ISO/IEC 27017 の資格を保有していること。
- (3) 一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) の定める「GIS 共通サービス標準仕様」に準拠登録・相互接続を確認している者であること。
- (4) 直近 2 年以内で警察本部向けに Web 型 GIS として直接導入した実績を有する者であること。
- (5) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (6) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (7) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (8) 納入する物品を第三者をして貸し付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること、又は (5) ~ (7) を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (9) 経営者等 (法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。) が、暴力団関係者 (暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。) である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (10) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記様式1）に前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を添付して提出しなければならない。

提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 令和5年7月27日(木) から令和5年8月25日(金) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和5年9月1日(金) までに通知する。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間
令和5年7月27日(木) から令和5年8月25日(金) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和5年7月27日(木) から令和5年9月5日(火) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和5年7月27日(木) から令和5年8月25日(金) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和5年9月6日(水) 午前11時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和5年9月5日(火) 午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に

限る。)

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和5年9月6日(水) 午前11時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of the Traffic accident analysis system and the Maintenance, 1 sets
- (2) Time limit for tender: 11:00 a.m. 6 September, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 5 September, 2023)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第8号

令和6年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。
令和5年7月27日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

令和6年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	情報ソリューション科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40

	生活文化科	40
延岡商業高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
門川高等学校	総合学科	120
	福祉科	40
日向高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
富島高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
	生活文化科	40
日向工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
高鍋高等学校	普通科	160
	探究科学科	40
高鍋農業高等学校	生活文化科	40
	園芸科学科	40
	畜産科学科	40
	食品科学科	40
	フードビジネス科	40
妻高等学校	普通科	120
	普通科 (文理科学コース)	40
	情報ビジネスフロンティア科	80
	福祉科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80
	通信工学科	40
	情報技術科	80
宮崎大宮高等学校	産業デザイン科	40
	普通科	280
	文科情報科	80
宮崎南高等学校	普通科	280
	フロンティア科	80
宮崎北高等学校	普通科	280
	サイエンス科	40
宮崎西高等学校	普通科	240
	理数科	120
宮崎農業高等学校	生物工学科	40
	生産流通科	40
	食品工学科	40
	環境工学科	40
	生活文化科	40
宮崎工業高等学校	機械科	40
	生産システム科	40
	電気科	40
	電子情報科	40
	建築科	40
	化学環境科	40
	インテリア科	40
宮崎商業高等学校	商業マネジメント科	160
	情報ソリューション科	80
	グローバル経済科	40
宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
本庄高等学校	総合学科	120
	普通科	120

小林高等学校	普通科 (体育コース)	40
	普通科 (探究科学コース)	40
小林秀峰高等学校	農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業マネジメント科	40
	情報ソリューション科	40
飯野高等学校	福祉科	40
	普通科	80
都城泉ヶ丘高等学校	生活文化科	40
	普通科	200
都城西高等学校	理数科	80
	普通科	200
都城農業高等学校	フロンティア科	40
	農業科	40
	畜産科	40
	ライフデザイン科	40
	食品科学科	40
都城工業高等学校	農業土木科	40
	機械科	40
	情報制御システム科	40
	電気科	40
	建設システム科	40
都城商業高等学校	化学工業科	40
	インテリア科	40
	商業マネジメント科	80
高城高等学校	情報ソリューション科	80
	普通科	80
日南高等学校	生活文化科	40
	普通科	120
日南振徳高等学校	普通科 (探究科学コース)	40
	地域農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業マネジメント科	40
福島高等学校	情報ソリューション科	40
	福祉科	40
	普通科	120

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
		夜間の部	40
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 27 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和5年10月23日（月） から10月25日（水）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 (追加取得講習)	令和5年9月11日（月）から9月22日（金） まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の 午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--